

学校いじめ防止基本方針

北海道北見支援学校

<はじめに>

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの子にも起こりうる」という基本認識にたち、本校の児童生徒が、安心・安全のもと楽しく豊かな学校生活を送ることができる学校づくり、いじめのない学校づくりを進めるために「いじめ防止基本方針」を策定する。

本校は、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの未然防止、早期発見及び対応についての基本的な考え方について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」は次のとおりである。

*児童生徒一人一人の人権を尊重する。

*深い児童生徒理解に努め、発達段階や生活年齢に応じた教育活動を進める。

*児童生徒同士、並びに児童生徒と教職員をはじめ、お互いに認め関わり合う人間関係づくりに努める。

*学校全体でいじめを許さない雰囲気をつくる。

*いじめの未然防止に重点をおく一方、懸念される事案に対しては適切な指導を行い、早期解決に努める。

*いじめ防止対策委員会を設置し、保護者や地域、関係機関と連携していじめ防止に取り組む。

<「いじめ」とは ～いじめ防止対策推進法 第2条 参照～>

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、当該児童生徒と一定の人間関係にある者から、心理的、物理的な影響を与える行為～インターネットを通じて行われるものを含む～により、精神的・心理的な苦痛を感じているもの」とされている。

「いじめ」を訴えてきた児童生徒の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、学校としてその事実関係を確かめ、対応にあたることが重要である。

<いじめの未然防止のために>

*児童生徒同士、及び教職員との豊かな関わり合いをとおして、生命の大切さや思いやりの心を大切に育むとともに人権意識を高める。

*児童生徒が自己有用感を感じられる教育活動の充実及び、お互いを認め合える集団作りに努める。

*児童生徒一人一人の発達段階と生活年齢に応じて、より適切なコミュニケーション活動及び生活指導をすすめる。

*「いじめ」や「相手の嫌がることをしない」という気持ちをもてるよう、学級指導や道徳をはじめ教育活動全般をとおして指導する。

*教職員は、児童生徒の人権を尊重した関わり方に努め、日常の行動などから児童生徒の思いや訴えを受け止める姿勢をもつ。

*日常的に教職員間で児童生徒の情報共有に努め、話し合い協力し合える体制をつくるとともに、日ごろから保護者・地域・関係機関との連携を十分に図る。

<いじめ未然防止のための年間指導計画>

- いじめ防止対委員会
- 教育相談支援
- いじめに関するアンケート(6月・11月)
- みんなの広場(小学部・中学部) 高等部集会(毎月実施)
- 人権擁護団体による権擁護教室の開催(6月～9月)
- ピンクシャツデーの取り組み(2月)

<いじめの早期発見・早期対応について>

*児童生徒の小さな変化に気づくこと

- 日常的な保護者、ディサービスやきたま学園の職員との連携の中で児童生徒の心身の状態を把握する。
- 自分の思いを十分に伝えることや他者の思いを理解することが難しい児童生徒の思いや状況を丁寧に把握し、日常の変化を的確にとらえる姿勢をもつ。
- 日常の指導場面やアンケート調査、ネットパトロールの実施などをとおして、児童生徒一人一人の状況のほか、相互の関わり合いなどについての把握に努める。

*気づいた情報を共有すること

- 児童生徒や保護者からの訴えや相談、教職員が把握した情報について、日常的に教職員間で話し合える雰囲気づくりを行う。
- 学年や学部間などでの情報の整理、話し合いの場を設け、学校全体で情報の共有を図る。
- 児童生徒への支援及び指導を行った際の記録と保存を行う

*情報に基づき、速やかに対応すること

- 事実関係について早急かつ的確に把握し、事実と要因について整理し、対応をすすめる。
- 事実関係の把握や関係者への対応は、いじめ防止対策委員会を通して、学校として組織的に行う
- いじめ防止対策委員会及び関係職員が共通理解の元、いじめなどを受けた児童生徒に対しての不安や心配を取り除くための指導に努める。
- 「いじめは絶対に許さない」という姿勢のもと、いじめの行為を行った児童生徒に対して、いじめ防止対策委員会を通して相手の思いに気づかせることや本人の心の安定を図るための指導を行う。
- 当該の保護者に事実関係を伝えるとともに、学校と家庭で連携した対応と指導を継続していく。
- いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、いじめ防止対策委員会を通して、警察への相談・通報を行う。

<いじめ相談窓口の設置>

〔 いじめ相談窓口 〕

本校では、「いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こりうる」「いじめ見逃しゼロ」という共通認識のもと、いじめのない学校作りに向けて、組織的・計画的に取り組むように努めています。

学校生活や友人関係に悩みや不安がありましたら、決して一人で抱え込まず、迷わずに学校に相談してください。担任や養護教諭など、相談者の話しやすい教員が対応します。些細なことでも結構ですので、遠慮なくご連絡ください。

相談窓口 電話 0157-61-0071 FAX 61-0047 いじめ防止対策委員会
--

<対応の体制などについて>

*日常的な指導については、学級・学部が中心となって対応する。

*全校的な体制としては、<いじめ防止対策委員会>を置く。

その構成は、校長・教頭・総合生活部長・生徒指導主事・各学部主事・養護教諭・いじめ事案に係わる案件については当該学級担任・相談支援部長を加える。

※オンライン相談窓口等、外部関係機関の意見も参考に対応していく。

主として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容等の把握、児童生徒・保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを担う。

*いじめに関する相談等については、個々の教職員で対応するのではなく、いじめ防止対策委員会をはじめ、関係する学級担任や学部主事等を交えて対応を進めていく。

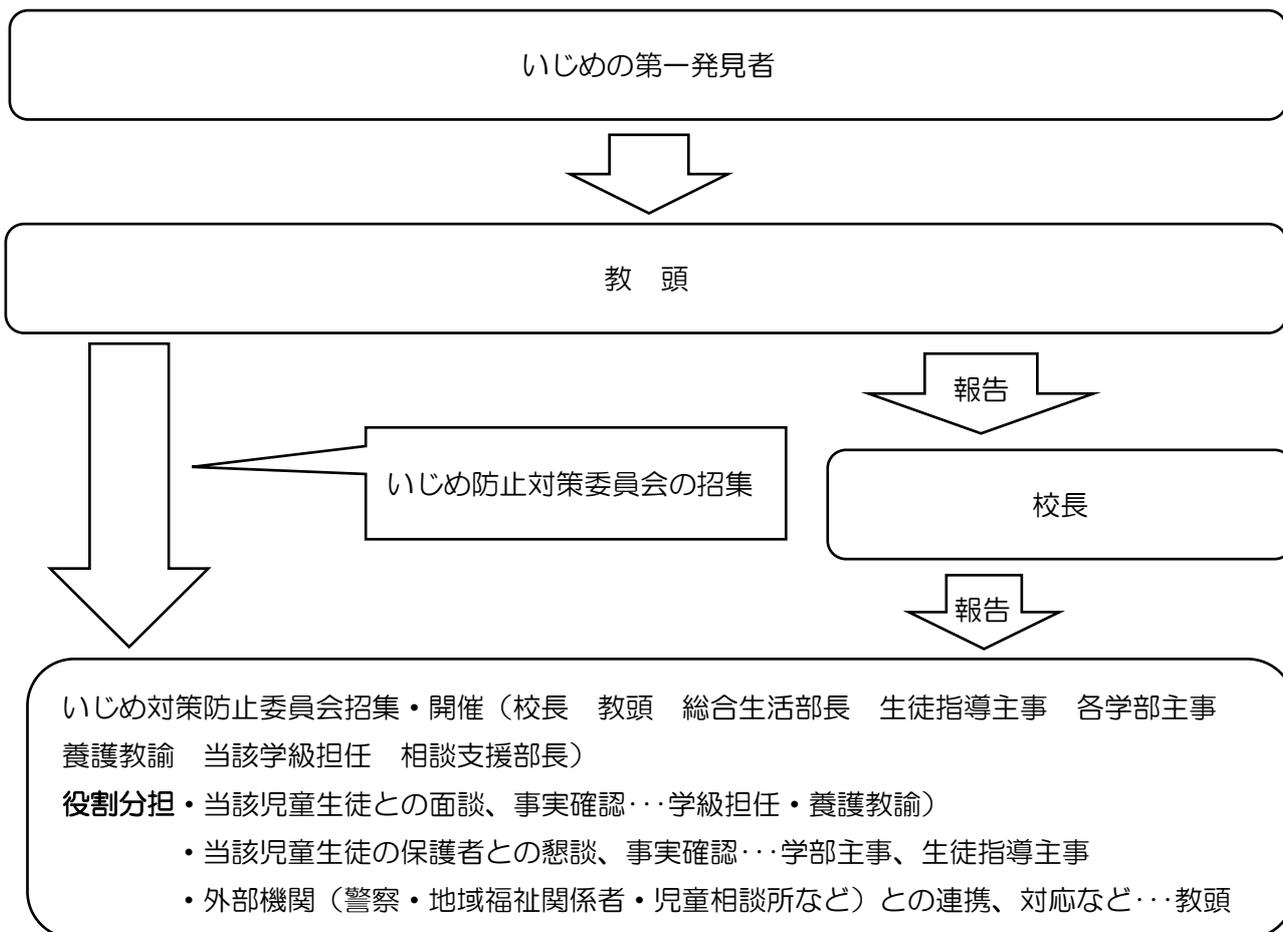
*重大事態発生時の対応等については、オホーツク教育局に指導・助言を仰ぎ、学校として適切に組織的に対応する。

<その他>

*学校全体、地域全体でいじめ防止への意識を高めることに努め、学校評価やPTA、警察等の関係機関との連携などをおして取組への評価・改善を行う。

*外部関係機関等を活用した職員研修を実施する。

<校内いじめ対応図>



<対処プラン>

